

平成27年 第2回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成27年 6月23日（火）

午前 15時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鵜 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員	10番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 金 平 嘉 則 君 監 査 委 員 金 子 幸 保 君  
農業委員会長 山 岡 禎 弘 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
政策推進室長	吉 田 憲 司 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	浅 野 信 行 君	建設課長	中 野 栄 治 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	谷 口 勲 君	会計管理者	後 藤 一 昭 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生 沼 篤 司 君 次 長 篠 原 毅 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 林 亮 太 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第2号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
承認第5号	専決処分承認を求めることについて(平成26年度沼田町一般会計補正予算専決第2号)
議案第39号	沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例について
議案第40号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第41号	空知教育センター組合規約の変更について
議案第42号	平成27年度沼田町一般会計補正予算について
議案第43号	平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第44号	平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第45号	平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第46号	平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第47号	平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第48号	平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第49号	平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第50号	平成27年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第51号	～誇りある宝で未来を創る～「みんなで食べよう雪中米!宣言」について
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
請願第3号	憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める請願について

---

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）これより定例会を開会しますが、開会する前に、ご出席の傍聴者の方々に一言申し上げます。本日も議員並びに理事者、説明員におきましては軽装のまま議案審議を行いますことを予め申し添えます。傍聴の皆様方におかれましては楽な姿勢で議会の傍聴をしていただければと議長よりお伝え申し上げます。なお、日暮教育委員長は、欠席となっている事を申し上げます。

只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、久保議員、6番、長原議員を指名致します。

---

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、報告第1号。繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。本件は、報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告第1号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり受理することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、報告第2号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は、報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告第2号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり

受理することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、承認第5号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。承認第5号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成27年6月22日提出。町長名であります。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成26年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。平成27年3月31日、町長名でございます。別冊の平成26年度一般会計補正予算、専決第2号、1頁をお開き願いたいと思います。平成26年度沼田町一般会計補正予算、専決第2号。平成26年度沼田町の一般会計の補正予算、専決第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億9,097万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、46億6,184万9千円と定める。2項省略致します。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。平成27年3月31日、沼田町長名でございます。本専決予算につきましては、平成26年度の決算見通しを調整した結果、最低余剰金が6億400万円生じる見通しとなった事から、決算処理として財政調整基金繰入金へ958万4千円と地域医療確保安定基金へ2億1,106万1千円の戻入の歳入処理を行い、また財政調整基金へ1億5千万円と振興基金へ4,800万円、地域医療確保安定化基金へ5千万円の積立を行い、次年度繰越金を1億3千万円とする為の補正を専決処分させていただいたものでございます。8頁歳入をお開き下さい。歳入の補正であります。2款、地方譲与税から10頁10款、地方特例交付金までのいわゆる一般財源項目であります。交付額の確定により、それぞれ増減額補正したものでございます。10頁をお開き願いたいと思います。10頁、中段上の11款、地方交付税は、一般財源の総額調整として、増額補正し収支の均衡を図ったものでございます。10頁下段、15款、国庫支出金、11頁上段16款、道支出金におきましては、該当事業におけます対象経費の確定に伴います、補助金の増減額補正としております。11頁中段の17款、財産収入、1目財産貸付収入、2節光ファイバー貸付収入、56万2千円の増は、加入件数増加に伴います貸付収入の増額補正でございます。18款、寄附金、個別の説明は省略させていただきますが、確定額の調整でございます。12頁をお開き願いたいと思います。12頁から13頁、19款、繰入金につきましては、前段申し上げました財政調整基金繰入金958万4千円と地域医療確保安定化基金繰入金2億1,106万1千円の戻入と基金充当事業

におけます事業費の確定による、各基金繰入金を2,004万3千円を減額補正しているところでございます。14頁をお開き願いたいと思います。歳出補正の主な内容でございますが、2款、総務費から18頁10款、教育費まで各基金充当事業の確定及び起債額の確定により、各関係予算の執行残を減額処理し、基金及び起債財源を減額したものでございます。14頁2款、総務費、10目振興費ではふるさと納税寄付に対するお礼特産品に対する8節報償費の減額補正212万3千円と、19節負担金補助及び交付金において進出企業であります、株式会社正和に対します沼田町企業立地促進条例に基づく、対象事業費の精査により補助金額を396万8千円を減額したものでございます。15頁をお開き願いたいと思います。15頁21目光ファイバー管理費では、移設工事費の減額補正として302万4千円でございます。24目開拓120年記念事業費につきましては、各種事業費によります精算によりまして、402万9千円の減額でございます。16頁をお開き願いたいと思います。下段6款、農林水産業費、4目農地費でございますが、道営事業基盤整備事業の負担金の減額でございます。326万6千円となっております。17頁をお開き願いたいと思います。上段でございます。6目農業総合対策費、857万4千円の減額につきましては、各種事業補助金等の未執行分の減額となっております。下段9款、消防費、1目消防施設費、深川地区消防組合負担金806万7千円の減額は、デジタル無線機整備事業分の負担金の減額となっております。18頁をお開き願いたいと思います。下段になります。12款、諸支出金であります。財源となる寄附金の確定と一般財源の確定により、再計余剰金を2目財政調整基金に1億5千万円と4目振興基金、10目地域医療確保安定化基金に積み立てる為、増額を行ったものでございます。以上、歳入歳出補正の説明とさせていただきます。4頁にお戻り願いたいと思います。中段であります。第2表、繰越明許費と致しまして、総務費1項総務管理費、事業名、社会保障・税番号制度システム改修事業、金額428万7千円はいわゆるマイナンバー制度に関わりますシステム改修費の事業でございます。事業費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業、金額4,450万2千円につきましては、国の平成26年度の補正により採択を受けたものでございまして、地域の消費喚起・生活支援型の事業でございます。土木費、2項道路橋梁費、事業名、除雪トラック購入費、金額3,704万4千円はトラックの購入費でございます。申しあげました各3事業につきましては、事業採択時期、トラック需要の高まりなどから年度内の事業完了が困難となったことから翌年度へ繰り越すこととしたものでございます。下段第3表、地方債の補正変更。起債の目的、消防デジタル無線整備事業、補正前限度額7,350万円、補正後限度額6,930万円でございますが、デジタル無線整備事業負担金の減に伴うものであります。公共事業債農業農村、補正前限度額1,380万円、補正後限度額1,140万円は道営基盤整備事業負担金減によるものでございます。以上申しあげまして、提案理由とさせていただきます。ご承認の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第39号。沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。議案第39号、沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例について。沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例を提出する。平成27年6月22日提出。町長名でございます。沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例。以降、条文につきましてはお目通しをいただきたく提案理由を申し上げます。今年3月31日をもちまして、新築住宅取得奨励金の交付制度を実施してきた沼田町移住定住応援条例が失効したことに伴い、町民が安心して住み続けられる定住応援策として引き続き住宅取得奨励金と住宅改修事業奨励金、いわゆる住宅リフォーム事業等を継続するとともに、今回新たに子育て世帯の方を本町に移住を促す策として子育て世帯の方が住宅を取得する際にさらに手厚く奨励金を充実させることを盛り込み、生産年齢人口増加に結び付けられるよう沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例としてご提案申し上げますので、本議会での議決をいただきたく、よろしくご審議の程お願い申し上げます。どうぞよろしくお願いを致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）第6条の（3）ですね、これ第6条奨励金の交付を受けた者が次のいずれに該当する時は一部または全額を返金させるということなのですが、（3）の提出した書類に偽りその他不正があったときのことについてなのですが、これは町側では過ち料、俗に言う過料を設けるという考え方はございますか。

○議長（渡邊敏昭議長）農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。ここで提示をしている内容につきましては、あくまでも奨励金を交付した額を偽りがあった時に、返していただくというそういう制約を載せているという事でございますので、別な過料等発行するという事は考えておりません。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第40号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（浅野信行課長）はい。議案第40号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成27年6月22日提出。沼田町長名でございます。改正条文につきましては、煩雑となっておりますので朗読を省略させていただき、説明をさせていただきます。今回の条例の提案につきましては、税率の改正であります。先般開催されました国保運営協議会において説明申し上げ、本年度においても一般会計からの繰入は行わず、担当課で示された必要賦課額に見合う税率の改正を行ったものであります。それによりまして、医療給付費分につきましては所得割を4%から3.8%に、均等割りを3万6千5百円から2万8千4百円に、平等割を3万3千2百円から2万9千6百円に改め、介護給付費分につきましては所得割を2.11%から3.5%に、均等割りを1万2千8百円から1万4千円に、平等割を1万1千6百円から1万2千円に改め、後期高齢者支援分については所得割1.21%を1.5%に、均等割りを2万1千6百円から2万1千4百円にそれぞれ改正したものであります。これによって、本年度1世帯当たりの平均の負担額は、前年度と比べまして1万3,494円の増、

一人あたりでは8,207円の増となっております。これはサラリーマン世帯、農業者世帯、高齢者世帯の3パターンに照らし合わせますと、サラリーマンと農業者の世帯では3千円から6千円の年税額の増、年金生活をおくられる高齢者世帯においては3千円程度の減額となると予想されております。以上、提案理由のご説明とさせていただきます、ご審議の程よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、議案第41号。空知教育センター組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育委員会次長（篠原毅次長）はい。議案第41号、空知教育センター組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、空知教育センター組合規約を次のとおり変更する。平成27年6月22日提出。沼田町長名でございます。空知教育センター組合規約の一部を改正する規約。空知教育センター組合規約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。第9条第3項中「第14条の2」を「第15条」に、「委員の」を「教育長または委員の」に改める。附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。提案理由につきまして、説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と同法法律の施行令の一部の改正に伴いまして、教育長又は教育委員の解職請求に関して規約に示すものであります。その法律の変更等に基づき条番号の改正と対象となる委員に教育長を新たに加えるものでございます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入り

ます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第8、議案第42号。平成27年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第42号、平成27年度沼田町一般会計補正予算について。平成27年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出。町長名でございます。別冊平成27年度一般会計補正予算、第2号1頁をお開き願いたいと思います。平成27年度沼田町一般会計補正予算第2号。平成27年度沼田町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,750万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,281万2千円と定める。2項省略させていただきます。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。平成27年6月22日提出。町長名でございます。

11頁をお開き願いたいと思います。歳出でございます。1款1目議会費、9節旅費で17万円の増額でございますが、議会地方創生調査特別委員会の調査活動に伴います旅費・費用弁償の増額でございます。2款1目一般管理費、13節委託料597万3千円の増額でございますが、2件の委託業務に関わるものであり、1つ目が職員人事評価制度構築・導入支援業務委託料でございます。これにつきましては平成26年度5月に地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から人事評価制度施行にあたって人事評価・目標管理の制度設計、構築を図るべく基礎調査資料、評価マニュアル、評価シートなどの業務を円滑に進める為、委託するものであり、行政手続整備支援業務委託につきましては、平成26年6月に交付されました行政不服審査慣例3法に伴うものでございますが、行政手続条例の改正、新制度に対応する交付整備。行政不服審査法等に関わります例規、全体整備に関わります業務委託でございます。18節備品購入費56万1千円の増額でございますが、庁用器具費の購入費でございます。職員の椅子の購入費でございます。2目情報推進費、18節備品購入費4万円の増額補正は、ビデオカメラの購入費でございます。町の魅力情報発信の為に動画を活用す

るための購入経費でございます。3目OA管理費、18節備品購入費66万1千円の増額につきましては、現在各課に配置されておりますレーザープリンターの更新に関わるものでございまして、経年劣化に伴います印刷状態の悪化、紙詰まりなどによりまして、5台分の補正を計上してございます。6目財産管理費、15節工事請負費、297万円の増額補正でございますが、これにつきましては5町内にあります旧法務局出張所の解体工事費でございます。12頁をお開き願いたいと思います。10目振興費、19節補助金、500万円の増額でございます。この補助金につきましては、予算概要書の記載もありましたが4年サンセット事業として26年で失効致しました、まちづくり活性化支援事業、人材育成・地域活性化・産業活性化に対する支援事業でありましたが、地域資源の活用した事業化に取り組むものを対象とする事業拡充を図ったものでございまして、新たにひと・まち・しごと育成支援事業として取り組んで参ることとしたものでございます。14目自動車学校費、15節工事請負費、212万8千円の増額補正であります。これにつきましては自動車学校車庫への水道引込管が漏水しておりまして、現在止水し、車庫の水が使えない状況にしてございます。現在の引込管につきましては、学校建物等とは別に引き込んでおりまして、大型車両などが通過する位置に埋設されており、現状として年数も経過していることから今後の維持管理費を考慮した中で、埋設替えするものとして考えているところでございます。17目スコーレセンター費、15節工事請負費、793万4千円の増額補正であります。これにつきましてはほたる館浄化槽整備でございまして、法定検査に関わりまして、現在経年劣化によりパイプなどの腐食が進んでいるとの指摘を受けていることから今回改修するものでございます。19節移住定住応援費でございますが、この予算につきましても予算概要書にありますが、今回沼田町への移住定住を推進するために新たにおこした事業でございます。移住定住を推進するための予算でございまして、8節報償費、215万6千円。移住支援事業費と致しまして50万円、これにつきましては町内の企業に勤める町外居住者に対する転入費用に対する、引っ越しに対する費用助成としてのものでございまして、転入に向けた動機付けを促進するものでございます。子育て世帯通勤支援助成、165万6千円につきましては、町内居住者が町外に通勤している、その中で子育て世帯の方々に対しまして、通勤費の助成をするものでございます。これら2事業に乗っ取った中でですね、双方向の中で定住人口の維持確保を目指すものでございます。19節負担金補助及び交付金、1,730万円の補正でございます。これにつきましては先ほど議決いただきました住んで快適暮らして満足移住定住応援条例に基づきます予算でございまして、加算式の補助金となっております。若者・子育て世帯の持家所得に対する支援拡充を図った内容となっております。22目地域活動推進費、15節工事請負費、346万7千円でございますが、これにつきましては旭町コミュニティセンター、昭和62年建設の建物でございますが、建物屋根のアスファルト防水にひび割れがはじまってい

ることから今回改修工事をするものでございます。2項2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料30万円の増額でございますが、これにつきましては法人町民税の～申告が多額となり、確定申告において法人税還付される法人が増加されることが予想されることから、還付額の増加の補正でございます。13頁をお開き願いたいと思います。3款民生費、1項1目社会福祉費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。30万円の増額補正であります。これにつきましては特別補助金として民生児童委員協議会に対します研修費助成補助金でございます。これにつきましては、多様化する福祉ニーズに対応するための研修参加により見識を深めていただき、更なる活動推進をする為の予算計上となっているところでございます。28節繰出金、572万1千円の減額につきましては、国民健康保険特別会計のルール外の受入金を減額したものでございます。2目高齢者福祉費、19節交付金、60万円、これも予算概要書に記載してございますが、高齢者世帯に対する除雪費助成事業でございまして、事業拡充分と致しまして60万円を増額しているところでございます。拡充内容につきましては、所得要件を町民税非課税世帯と致しておりましたが、均等割りまでの世帯を拡充することに致しまして所要額を見込んで増額補正したものでございます。3目介護支援費でございます。13万4千円の増額補正でございます。これにつきましては、保健福祉課管理車両でございますが、平成11年車の車両キューブでございますが、5月21日に物損によります事故にあいまして、修理費が60万円程必要となることから、車両保険では45万の補償と見込まれており、これらを考慮した中でのですね、備荒資金組合からの資金を活用した中での入れ替え、事務連絡車両としての譲受を受けることとして計上させていただいているところでございます。また後程説明致しますが、これにつきましては平成31年度までの債務負担行為の設定をすることとして、提案をさせていただいております。2項2目、子育て支援費、168万円これにつきましても概要書に掲載してございますが、今回本町分につきましては北空知管内でも有数の豪雪地帯であることから、中学生以下の子どもを養育する世帯に対しまして、暖房費の一部を助成すると致しまして、1世帯あたり1万円を助成する為の予算を計上したものでございます。14頁をお開き願いたいと思います。4款1目、保健総務費、1,044万2千円でございます。これにつきましては、沼田厚生クリニック医療機器整備に対します補助事業でございまして、更新する基金につきましては、地域医療機関として健診或いは検査機能を維持する為の臨床科学自動分析装置の更新に対する補助金でございます。2目健康推進費、714万4千円でございます。この予算につきましては、乳幼児の任意予防接種に関わります助成と致しまして、4種のワクチン接種に対する助成でございます。それと併せた中で50歳以上の男性を対象とした中での前立腺がんを新たにに取り組むこととしたものの予算額でございます。6款1項2目、農業総務費、19節負担金補助及び交付金。514万5千円でございます。これにつきましては、強い農業づくり事業という事で農業者の

機械導入費補助でございます。歳入につきましては、同額が道費での補助でございます。6目農業総合対策費、19節負担金補助及び交付金。200万円の増額でございます。これにつきましては、集約的作物、ハウス栽培に関わります、新規或いは増棟に関わります労働費の助成事業、或いは地域内での農業生産技術等導入実証費助成事業と致した中で、各々100万円ずつ予算化をしたところでございます。15頁をお開き願いたいと思います。8款土木費、1項土木管理費35万円でございますが、これにつきましては、国道275号線の歩道工事に伴いますほたる街灯の分電盤移設工事でございます。2項道路橋梁費、1億2,770万円でございますが、道路維持、道路新設改良に関わる補正でございます。15節、工事請負費の欄、説明欄の中に工事名が記載されておりますので、お目通しいただきたいと思います。1目13節、委託料につきましては、除雪車両車庫が手狭となった事から第2車庫の実施設設計費として590万円、2目17節公有財産購入費は道路用地としての用地買収費でございます。下段4項1目、公共下水道費、28節繰出金は、公共下水道会計の繰出金でございます。国道275号線五ヶ山橋の橋梁添加、旭町の舗装補修に伴います工事費に関わります繰出金でございます。16頁をお開き願いたいと思います。9款2目防災費、13節、25万4千円。14節、27万8千円。これともにですね緊急エリアメール配信事業に関わります経費でございます。沼田町では災害などの発生時、発生のおそれのある場合の携帯電話、事業者のネットワークを活かした中で緊急エリアメールを配信できる様な形で進めることとしているところでございまして、これらによりまして、災害時の安心・安全なまちづくりを図るものでございます。15節工事請負費、7,776万でございます。平成25年に防災無線に関わります親局・ハンザマスト・中継局及び農村地域の個別受信機につきまして更新致しましたが、今回の予算につきましては、市街地域の千台につきましての個別受信機の更新事業でございます。10款1項2目事務局費、13万4千円につきましては、委員会で管理しております車両の更新でございます。現車両は平成12年車の走行距離21万2千キロのカリブでございます。この車につきましては、以前よりオイルあがりがあり、定期的にオイル補給を行い使用してきたところでございますが、過日、車庫内でのオイル漏れを発見し、修理業者に見ていただいたところプラグシートに経年に摩耗があり修理する場合、オーバーホールなども必要なことから多額な修理費が見込まれ、先ほど3款で申しあげました手法と同様に備荒資金組合からの資金を活用した中での入替をすることで計上してございます。2項小学校費、3項中学校費にあります、20節扶助費でございます。要・準要保護世帯の児童生徒にかかる区分変更によります扶助費の増額でございます。17頁をお開き願いたいと思います。5項2目社会教育推進事業費、13節委託料、183万6千円は、本願寺駅通老朽度調査であります。本願寺駅通につきましては、明治27年に建築され、120年が経過しておりまして部分的な補修は現在まで行ってき

たところでございます。現在、外観、基礎部に劣化や損傷が進んでいるものとみられ、文化財としてしかるべき修理する為には、今回老朽度調査をした中で、今後の維持管理費を詰めて参りたいというものでございます。5目化石レプリカ工房費、9節、特別旅費50万円の補正でございますが、これにつきましては、本町で発掘されましたマツバラクジラが北海道の様なおいどから発掘されたことのない種のクジラに近縁である可能性がある為、アメリカワシントンDCにあります、スミソニアン研究所とテキサスで開催されます脊椎動物学会に参加し、このタイミングで各種化石と学者との議論を交わした中で、本町で発見されましたマツバラクジラがどのようなものかの調査をするための特別旅費でございます。中段12款、諸支出金、25節積立金でございます。5目ふるさと基金。これにつきましては指定寄付を受けたものの積立でございます。8目移住定住応援基金につきましては、移住応援条例に対応するための財政調整基金からの積立であり、12目農業人材育成基金につきましては、指定寄付を受けて積み立てるもの。15目商工観光振興基金につきましては、指定寄付と基金枯渇により財政調整基金からの積立でございます。16目スコール基金は基金枯渇の為、財政調整基金から積み立てるものでございます。8頁をお開き願いたいと思います。歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方税でございます。439万3千円を増額補正するものでございます。これにつきましては特定財源を充当してもなお不足する額につきまして、地方交付税を増額致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。13款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金。149万5千円の減額でございますが、これにつきましては保育料収入でございまして、本町につきましては既に国の規定の8階層から15階層、その上に30%の軽減率を乗じて保育料を設定しておりましたが、今回更なる軽減策を図るということで軽減率を50%とし、働く子育て世帯への支援を拡充したものでございます。下段16款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、587万7千円は歳出農業管理費、農業総務費で説明致しました事業補助金でございます。9頁をお開き願いたいと思います。18款寄附金、420万円の増額でございます。2目総務費寄附金、4目農林水産業費寄附金、5目商工費寄附金、各々の目にあります、指定寄付金を受けたものの補正でございます。19款1項基金繰入金でございますが、各々の基金繰入金につきましては、先ほど歳出で説明申し上げました事業財源として各基金に繰入分となっております。10頁をお開き願いたいと思います。20款1項1目繰越金でございます。1億2,549万円の増額でございます。これにつきましては、平成26年度の繰越金の増額でございます。21款諸収入、4項5目雑入60万円の増額でございます。これにつきましては、5節各種検診収入につきましては、先程申し上げました前立腺がんに関わりませず受診者負担額としての増額と、16節雑入につきましては、自動車の物損事故に伴います自動車損害共済金の収入という事で見込んでいるところでございます。22款町債、1項町債1億2,670万円の増額補正でございます。3目土木債、5目衛生

債、6目消防債につきましては、説明欄に記載ありますとおり事業に対する起債額の増額でございます。4頁をお開き願いたいと思います。第2表債務負担行為の選定でございます。平成31年度までの期間を持った中での、事務連絡車両2台分の譲受にかかります債務負担行為の設定でございます。第3表地方債の補正でございます。中段の追加につきましては沼田厚生クリニック医療機器の整備事業、防災行政無線戸別受信機整備事業、下段の変更につきましては、弁天通線改良にかかるものでございまして、先ほどの歳入調査費で増額計上致したものを地方債の補正としたものでございます。以上申し上げまして提案説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）5番、久保元宏です。3月に骨格予算を頂戴して、この度選挙後ですので政策予算だと思って課長の説明伺いました。その中で気になったところなのですが、広聴費若しくは職員の研修費と申すんでしょうか、ずっとここ2年間ほどスタジオLを使ってこれから塾・つながる塾をしてたんですが、そのような予算の計上はこの中で僕は気づかなかつたんですけれど、もしあるならその場所を教えてください。若しくはやめたんだつたらやめたで構いませんが、併せてスタジオLに過去いくら支出したつというのも情報として教えていただければと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。広聴に関わる事業と致しましてはですね、今回今週末の区長発送で出させていただきますが、従来までふらっトークという事で役場で町長が待ってる形から今度新しい形とした中では、各行政区の方に日程を調整した中で町長が伺うという形の広聴活動、そのような形に切り替えるという事で今回広聴活動としては、待つ形から出向く形に変えるという事で計画しておりますが、これにつきましては予算の計上はございません。

○議長（渡邊敏昭議長）スタジオLについては。

○政策推進室長（吉田憲司室長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。政策推進室長。

○政策推進室長（吉田憲司室長）今回の補正では上げてはございませんけれども、前年度の補正予算の絡みに伴いまして今地方創生の計画を作る為のその作業としての予算は繰越明許で持っております。その予算につきましてはこれから執行するという形になっておりますので、ご報告申し上げたいと思います。平成25年度の時の予算につきましては、ちょっとおおよそですけど1千万程度、それから平成26年度につきましては5百万と1千万と合計合わせまして1,500万程度でないかという風に

思っております。また正確な数字後程お知らせしたいという風に思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）はい、ありがとうございます。ちょっと気になったのはですね、3月の定例も今回の定例もなんですけども、町政執行方針の中にもあと6月の町民対象の町懇の中でも町長のスピーチの中でこれから塾とつながる塾っていう単語が1回も出てこなかったんですよね。去年までは何度も町長の方でこの機会にこれから塾・つながる塾またはスタジオLという言葉は使われてきたんですけど、一気に3月ぐらいから潮目が変わったかのように使われてこなかった。それとまた今回の政策予算に計上されてなかったの、確かに今までの4年間大きな風呂敷を広げたことに僕らも気にはしていたんですけど、これで一気に風呂敷をたたむことによって積極的な政策がもし疎かになるのであれば、という懸念としてこのような質問をしたんですが、町長の見解がもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長から受けますね。はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）色んなグループの事業はあれは何らかの形で既存の予算の中で、動かしていきたいという風に思っていますので、特別予算を今計上しておりません。でも形は一部ももう動いていますけども、病院のやつはね、ああいう形でこれからの色んな施設を整備にあたって色んなグループを大切に動かしていきたいという風には思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）久保議員よろしいですか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質問ございませんか。よろしいですか。他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9、議案第43号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）はい。議案第43号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、町長名でございます。別冊

の特別会計補正予算、第1号の1頁をお開きいただきたいと思います。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計第1号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,454万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,196万2千円と定める。2項については省略させていただきます。平成27年6月22日提出、町長名でございます。2頁目をお開きください。今回の補正予算の内容をご説明致します。歳入においては前年度の繰越金を増額したものであります。歳出におきましては、基金の積立によるものです。5頁をお開きください。下段の歳出でございます。1款総務費、2,454万1千円の増額で、合計1億7,938万6千円でございます。25節、積立金で2,454万1千円の増額は、26年度の繰越額を積み立てするものとなっております。続きまして上段の歳入でございます。5款の繰越金でございますが、これにつきましては、老人ホーム措置費ですとか介護サービス収入を多くできた、それから重油などの燃料費などの値下がりにより総額2,454万1千円を増額することができたところでございます。以上、説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、議案第44号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（谷口勲園長）議案第44号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、町長名でございます。別冊27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算書第1号、1頁をお開きください。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号。平成27年度

沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億2,235万3千円と定める。

(「説明省略」の声あり)

○旭寿園園長(谷口勲園長) ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第11、議案第45号。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長(谷口勲園長) 議案第45号。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、町長名でございます。別冊、平成27年度沼田町グループホーム特別会計補正予算書第1号、1頁をお開きください。平成27年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第1号。平成27年度沼田町の高齢者グループホーム(なごみ)特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億とび72万4千円と定める。2項省略致します。平成27年6月22日提出、町長名でございます。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) 旭寿園園長、すいません。4億じゃなくて4千ですよ。

○旭寿園園長(谷口勲園長) 失礼しました。

○議長(渡邊敏昭議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第12、議案第46号。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(黒田美和課長) 議案第46号。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算第1号、1頁をお開きください。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算第1号。平成27年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、835万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億8,746万円と定める。2項については読み上げを省略致します。平成27年6月22日提出、町長名でございます。今回の補正の主なものは、平成26年度決算に伴う繰越金の確定と前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業の国などへの返還金を支出する為、増額補正をするものです。5頁をお開きください。

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長(黒田美和課長) よろしくご審議をお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) よろしいですか。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13、議案第47号。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第47号。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、町長名でございます。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号、1頁をお開きください。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。平成27年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、188万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,780万7千円と定める。2項省略させていただきます。平成27年6月22日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、歳入においては、平成26年度決算に伴う繰越金の確定と税率の改正に基づく保険税の決定による現年度課税分の補正、前年度療養給付費の確定による国庫支出金等の補正、更に一般会計繰入金について減額補正すること。歳出については、平成26年度の療養給付費の確定したことによる、療養給付費の補正と平成26年度の療養給付費等負担金にかかる償還金を計上するものです。歳出から説明致します。10頁をお開きください。歳出の保険給付費でございます。保険給付費は、厚生労働省の試算方法に基づきまして、過去3か年の実績と医療費、伸び率を基に、町独自の実績も勘案し推計したものです。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費。303万4千円の増額。3目、一般被保険者療養費は、18万6千円の減額。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は99万5千円の増額補正となります。1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費は230万8千円の減額。4目退職被保険者等療養費1万5千円の増額。2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費70万8千円の減額となります。退職者医療制度につきましては、本年4月をもって終了し、今後新規に増える見込みがない為、高医療患者が発生しなければ減少していく見込みであります。医療費の伸びを見ながら予算の確保に努めてまいりたいと考えております。11頁をお開きください。3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者支援金等、6款介護納付金につきましては、社会保険、診療報酬支払基金からの徹底通知に基づきまして補正するものでございます。3款1項1目、後期高齢者支援金。348万2千円の増額ですが、全国一律である一人当たり総負担額に乗じます人数が当初予算の見込みにより、増えた事によるものであります。4款1項1目、前期高齢者納付金。2万1千円の減

額でございます。6款1項1目、介護納付金。380万4千円の減額につきましては、全国一律であります一人あたりの負担額が当初予算見込みより減ったことによるものでございます。12頁をお開きください。10款諸支出金、1項償還金でございます。26年度特定健診負担金の実績がほぼ確定している事から、38万5千円の返還を見込み、まだ実績が未確定となっておりますが、26年度退職者療養給付費交付金について、医療費が少なかった為、過大交付となる見込みとなる事から返還金を昨年並みの100万円と見込み、併せて138万5千円の増額補正をするものでございます。歳入について説明致します。7頁をお開き下さい。1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税。国民健康保険税につきましては、条例の改正によりまして、保険税率の改正を議決いただいたところですが、保険給付費とその他必要な事業経費の歳出予算から国・道支出金や各制度交付金、繰入金・繰越金を差し引いた後の必要額を保険税として賦課しています。この結果、当初予算額の現年課税分の1億4,776万4千円に対し、2,068万8千円の減額となり、この必要額に基づき税率の改正が行われております。国民健康保険税は、税率改正後の算定の結果、2,068万8千円を減額し、1億2,808万1千円とし、一般被保険者と退職費保険者等に区分し医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ改正後の税率に基づき、算定した結果補正するものであります。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございます。一般被保険者の療養給付費の補正増と4款の前期高齢者交付金が当初予算より大幅に減額となる事から580万6千円を増額としております。2項国庫補助金、1目財政調整交付金でございます。普通調整交付金は、当初1,232万6千円を計上していたところですが、調整対象収入額となる26年度課税総所得金額に対し、調整対象需要額である医療費が上回らないと見込み、交付金がゼロ交付として普通調整交付金計上額、全額1,232万6千円を減額とするものでございます。次の頁、8頁をお開きください。3款療養給付費交付金。785万1千円の減ですが、退職被保険者の療養給付費を補正減としたこと、また後期高齢者支援金分の調整対象基準額が減額になったことによるものです。4款前期高齢者交付金。2,087万9千円を減額するものです。前々年度の精算交付金額が2,782万9千円の減となり、27年度概算交付金が見込んでいた額より低く算定された事により減額としております。5款道支出金、358万6千円の減ですが、普通調整交付金は平成26年度の交付実績による調整交付金を算定した結果、当初予算より358万6千円の減額と致しております。次の頁、9頁をお開き下さい。8款繰入金、572万1千円の減です。一般会計繰入金は、平成24年度から5年間繰入計画に基づき、実施させていただいておりますが、本年度当初予算では、税負担軽減分と財政支援金分を計上したところでしたが、税負担軽減繰入金は、平成26年度の収支が黒字決算となった為、昨年度同様、27年度も一般会計からの繰入に頼らず、全額72万1千円を減額補正するものです。財政支援繰入金については、当初500万円を計上してござい

したが、26年度実績において高額医療費共同事業等交付金と拠出金の差額補てんの必要がないことから、全額500万円を減額とするものです。9款繰越金。6,606万9千円の増額ですが、平成26年度の余剰金6,706万9千円を27年度に繰り越した為、6,606万9千円を増額するものです。主な要因としましては、保険給付費が昨年度と比較し、若干増えているものの大きな伸びはなく、平成25年度からの余剰金6,000万円程ございますが、繰り越されている事が要因と考えられております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願い致します。○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14、議案第48号。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第48号。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、沼田町長名でございます。別冊平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、1頁をお開きください。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。平成27年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、76万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,032万2千円と定める。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（黒田美和課長）よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15、議案第49号。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）議案第49号。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第1号の1頁をご覧ください。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（1号）。平成27年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、360万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,233万9千円と定める。2項以降省略致します。今回の補正につきましては、主に五カ山橋拡大にかかります委託料の増、及び国道275号線の旭町国道拡張工事にかかります下水道のマンホール等の調整工事が主なものでございます。5頁をご覧ください。下段の歳出でございます。1款下水道費、1項下水道事業費、2目下水道建設費でございます。360万8千円の増額です。13節委託料、253万8千円の増。これは五カ山橋拡大工事に伴います管渠の移設工事の実設計委託料でございます。15節工事請負費、107万円の増。旭町マンホールの調整工事でございます。国道275号線歩道拡張工事の内、今年度施工分690mにかかる各敷地毎の公共枡及び水道本管の枡33か所分の高さ調整を行う為の費用です。次に上段の歳入でございます。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。279万8千円の増額です。6款の諸収入、1目雑入でございます。81万円の増額です。移設用地及び補償費81万円の増です。こちらは用地買収部分にある公共枡25か所についての調整工事の国からの補償金でございます。以上、申し上げまして説明と致します。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16、議案第50号。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）議案第50号。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年6月22日提出、沼田町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町水道事業会計補正予算第1号の1頁をご覧ください。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算第1号。第1条、平成27年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。2条以降は省略させていただきます。平成27年6月22日提出、沼田町長名でございます。この補正につきましても、主な補正につきましては、五カ山橋架け換えにかかる委託料の増、及び旭町の歩道拡張に伴います、消火栓移設等の増額の補正でございます。6頁をご覧ください。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（中野栄治課長）ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17、議案第51号。誇りある宝で未来を創る「みんなで食べよう雪中米宣言」についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。議案第51号。誇りある宝で未来を創る「みんなで食べよう雪中米宣言」について。誇りある宝で未来を創る「みんなで食べよう雪中米宣言」を次のとおり提出する。平成27年6月22日提出、町長名でございます。提案理由を申し上げたいと思います。我が沼田町は、平成8年スノークールライスファクトリーを世界で初めて稼働させ、雪エネルギーを活用した雪中米をブランド化して、今年20年目の節目を向かえる年となりました。ここまで沼田農業を牽引してくれた雪中米を町の宝として守り続け、消費拡大や沼田ブランドの情報発信を行い、沼田農業の持続的発展を目指すために、ここに宣言を行い、町民と共に沼田町の発展を目指していきたいという思いから、みんなで食べよう雪中米宣言をさせていただき議案提案をさせていただいた次第であります。続きまして宣伝文を朗読させていただきます。誇りある宝で未来を創る「みんなで食べよう雪中米宣言」沼田町の大自然とミネラル豊富な雪解け水、肥沃な大地で育った、沼田ならではの雪を利活用した世界初の雪中米を町民の宝とし、雪中米をたくさん食べて健康で元気な生活を送るとともに、雪中米を広く発信していくことにより、沼田農業の発展につなげ、いつまでも元気なまり沼田町を目指すため、ここに「みんなで食べよう雪中米宣言」をいたします。1つ、私たちは、雪中米を食べて元気で幸せいっぱいを送っていきます。2つ、私たちは、未来を担う子どもたちに雪中米のおいしさを伝えていきます。3つ、私たちは、おいしさ世界一を目指す雪中米を広く発信していきます。4つ、私たちは、沼田農業をまちの宝とし、誇りと挑戦で発展させていきます。よろしくご審議お願い致します。○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18、諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現、人権擁護委員であります徳盛透氏の任期が27年9月30日を以って任期満了になりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記と致しまして推薦する方は、住所沼田町南1条4丁目7番98号。氏名、徳盛透氏。生年月日、昭和30年3月14日生。現在1期目の人権擁護委員として、ご活躍をいただいております、識見・人格等にまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。平成27年6月22日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑・討論を省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は同意することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第19、請願第3号。憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める請願についてを議題と致します。お諮り致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。ここで紹介議員より、説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。請願書を見てみると、要は違憲だっていう風に言っている様な話なんです、たまたま紹介議員が橋場さんであった事、それで橋場さんは日本共産党の所属である事から、1件だけお伺いしたい。日本共産党は過去

に自衛隊を違憲だと言っていた時代がありましたが、今も日本共産党さんは、自衛隊を違憲と認識しているのかどうかをお伺いしたい。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員に質問です。

○1番（高田勲議員）紹介議員。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、紹介議員。

○10番（橋場守議員）今、十分聞き取れなかったんだけど、自衛隊が違憲であるという事が問題だっていうこと。日本共産党は、憲法には違反してるんだけど、今すぐ解散をさせるという様な、方針は持っていません。やはりこれまで色んな経過があって育ってきたもんですね、それから災害の救助のなんか色々やってましてね、軍事の為には、実はすぐやめてもらうんだけど、その自衛隊員のそのままかいじしてやめさせてしまうという様なね、そういう方針ではないんです。ですから違憲だという事は、間違いなく違憲なんです。兵器を持っていますからね。

○1番（高田勲議員）いいですよ。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田であります。意見書を見てみますと、いきなり憲法を守りって書いてあるんですが、違憲だっていう風に決めつけてるんですよ。それで今、国会で審議しているのは、違憲かどうかという部分を審議しているのであって、意見書の中身を見てみますと、今国会を延長してまでも強引に成立させようとしています。っていう風に記載されております。今日の新聞ですと、会期を95日間延長した。そして安倍首相は、今日これ読売の社説なんですけども、安保関連法案が十分な審議時間をとって、徹底的に議論していきたいという風に述べられております。時間をとってしっかり議論することが、民主主義の基本だと思うんで、私はしっかりこれについては議論をしていただきたいと思うんで、最初から違憲だという風に決めつけているこの意見書には反対を致します。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。採決は挙手によって行います。お諮り致します。請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。挙手1名であります。よって本請願は不採択すべきものと決しました。ここで暫時休憩を致します。こちらから右に見えます時計で、4時40分まで休憩致します。なお、全員協議会を開きますので、議員の方は議員控

え室で集まってください。

16時27分 休憩

16時38分 再開

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、事務局より意見案1件、その他1件について追加案件として提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって日程第20、意見案第3号。安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書（案）について。日程第21、閉会中の所管事務調査の申し出について、以上2件を日程に追加することに決しました。日程第20、意見案第3号。安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）先ほどの請願が否決された訳なんですけどもね、安倍内閣は安保情勢というか、そういうものがもう本当に日本の国が、大変な状況に置かれるような状況が生まれてるって言うてんですよね。けどどこに生まれてるかってどこも変わってないんですよね。要するに地球の裏側でアメリカが何かの事件に参加したらそれに支援をしなきゃならんと。しかもね、憲法に違反してないって言うのは後方支援だっけって言うてんですよね。けど後方支援でなんだってこういう言葉元々ないんですよね戦争の中にね。それは皆さんみんな知ってると思うんですよ。自衛隊の隊員がね、除隊をして今年で一般人になってるんですけどね、その人が元自衛隊員がこう言うてるんですよ。後方支援って言って油や弾薬を運ぶだけでも、飛行機や戦車がそこにあっても油が来なかったらこれは戦車でもない飛行機でもないただの鉄くずだっけって言うてるんです。その鉄くずをね、ただの鉄くずを人を殺せる道具に使えるようにするのが後方支援って言うて後ろから油や弾薬を運んでくる、これが戦争とは関係ないんだなんていう事をね、信じられますか。私はね、それを信じるとしたらね、頭どうかしてんでないかと私は思いますね。ですから今90何日もね、国会を延長する、こういうのかってないって事ですよ。言うてんですよ。それはなぜそんな風に長い期間延長させようとしてんのかって言ったら明らかにしてるでしょ。これだけ国民の人達がね、反対の声が大きくなってらんだからこれは危ないって言う事で、何と

か期間を長くしてなんとか法律を制定させようというそういう企みだと思うんです。そう思いませんか。という事を聞きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）提案者の高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田であります。我が国を取り巻く安全保障に関する環境っていうのはですね、やはりここ10年くらいで非常に変わってきたんだらうなっていう風に我々も国民もそれは感じてると思うんです。じゃあ国を守る為に、国土を守る為に日本国民として日本国としてどういう風に対応してこうかという事を今、議論したいっていうのが今の内閣の考えであります。それで95日間延長して、なんか企んでいる様な雰囲気ですけども、安倍首相は一切そんな事言ってませんよね。安保法案が十分な審議時間をとって徹底的に議論していきたいと申してる。ですからそれほどこの党かわからないですけども、憶測であってとにかく徹底的に議論しましょう。その上で国民の皆さんが納得したのであれば、納得したのであればこの法案はいい法案だし、国民がノーと言えればみんながノーと言えればこの法案は潰れるはずなんだ、それが民主主義です。非常に複雑な法案の中身です。丁寧に説明して国民の皆様きちっと理解を求めている安倍政権の姿勢なのかなという風に判断して私は本意見書の提出者として、本意見書を今定例会に提出致します。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に。橋場議員同じ様な質問でしたら。

○10番（橋場守議員）質疑なんでね。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○10番（橋場守議員）今私はこの文書の事でね質疑したんでないんですよ。提出する人のその今の情勢をどのように見ているのかっていう事を質疑したんで、ですからねこんな状況ではね、95日もね、延ばしたって延ばしても結局これは採択されたらね、国民は大変ではないか、大変な事になるなと思って。それと色々な情勢を言ってるけどね、中東でもってねボランティアをやっている人達はね、日本人が向こう行って色々色々な活動してるんですよ。だけど難民の人達をね、助ける活動をしてるその人たちがね日本人にはものすごく好意を持ってってくれてると言ってます。それで我々は色々な事危険な状態があってもね、身は守られるけど。千歳のたかとうなおこさんて言う人はね。

○議長（渡邊敏昭議長）それ以上まだありますか。

○10番（橋場守議員）あります。逮捕されたんですよ誘拐されたんですよ。だけどあの人は戻って来たんですよ。その時はまだね日本自衛隊があそこアメリカと一緒にあってあまり出て行ってない時期なんです。アメリカと一緒にあってね、イラクやアフガニスタンに自衛隊が行ってからね、日本のそういう人たちが危険な目に遭ってるんですよ。ですから軍隊では軍事ではテロを無くすることはできないと、実際に行ってる人たちが証言してんですよ。ですから私はね是非ともね、これではなくてこれは町がこういう形でなくてやっぱり止める為のね、手段をとってほしいなど。残念なが

ら沼田の議会では私だけしかこの法案は大変だと思っていないんだなと思ったら残念ですけどね、まあそういう事を聞いたんです。

○議長（渡邊敏昭議長）状況をどう判断してるかですね。はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、簡的に。95日間の話については今ほどお話ししたとおりですので、理解いただきたい。国民が大変になるっていうんですけども、国民の皆さんも一緒に議論に加わる期間が延びるんだから95日間延長したことに対しては、全然僕は問題はないと思うし、たかとうなおこさんは私は存じませんが、軍事でテロはなくせない。だったらなんで無くすのかっていうのも私はわからないのでそれも含めて95日間で議論をいただきたいというのが、提出者の意であります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質問ありませんか。以上、質問がないという風に。

○3番（大沼恒雄議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○3番（大沼恒雄議員）ちょっと議事進行というか休憩してほしいんですけどね。今橋場さんが言った言葉については質問できるんですかね。

○議長（渡邊敏昭議長）それはできません。

○3番（大沼恒雄議員）できませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○3番（大沼恒雄議員）はい。わかりました。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。質疑がこれ以上ないという事で、質疑を打ち切りたいと思います。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）好意的にねこういう風に作っていただいたと思うんですけども、だけど私は今緊急にね、私らは戦争法案って言ってるんですよ。安保法案ではなくてね。だからこの法案をね是非とも国民の人にこんだけね心配してるし、是非ともねこの沼田町の議会もねやはり少なくともね、戦争はやめなさいっていうぐらいね、言ってもいいんじゃないかなと思いますんで、これではやっぱりその点が全く省けるんで、反対を致します。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）提出者ですので、今反対の意見が出たので賛成の意見も述べたいという風に思いますが、今法案まだ審議中でございますが、武力行使をする際の新しいルールとして、新3要件と呼ばれるものなんかも、しっかりと政府は提示し始めております。戦争法案という表現をされてますが、私は戦争抑止法案にもなる可能性もあるのかなと思いますので、私は是非皆さんに議員各位にこの意見書の採択を懇願

するものであります。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他にご意見ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）3番、大沼です。沼田町の議会が安全保障まあ関連法案に關しましてね、一つも考えていないという発言はねこれはちょっと言い過ぎでないかと。私達も安全保障関連につきましてはね、かなり調べてかなり勉強しております。そんな中でですね、こうして高田副議長が提出者で出された意見書に対してはですね、今最低限の出し方なのかなとは思いますが。ただこれ対案を持たないで反対だけしたってね、ただ反対反対って言ったってそれはただの反対で、対案を持って初めて僕は反対になると思うんですよ。違いますかね。ですからこの事については、やはり国会も今衆院特別委員会もやってる事ですし、その中でしっかり審議していただいて、その面で国民の皆さんにお知らせ願ってそれから更に審議が重なれるのかどうか別にしてですよ、審判を仰げばいいんじゃないかと思っておりますので、この意見書案には私は賛成させていただきます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他にご意見なしですか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。採決は挙手によって行います。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第21、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際説明を省略し、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

---

### （閉 会 宣 言）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成27年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時51分 閉会